

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	三重県立学校の管理運営規則に関する規則の一部を改正する規則	高 校 教 育 室	1 頁
公 告	博物館の登録の変更	社 会 教 育 ・ 文 化 財 保 護 室	1 頁

規 則

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年六月二十八日

三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県教育委員会規則第十三号

三重県立学校の管理運営に関する規則（平成十三年三重県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「三十単位」を「三十六単位」に改める。

第三十四条第四項第一号中「定めるものの名格に係る」を「定めるものに係る」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年七月一日から施行する。

公 告

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項及び三重県博物館登録規則（昭和27年三重県教育委員会規則第59号）第6条第2項の規定により、次のとおり財団法人石水会館の三重県博物館登録原簿の変更をします。

平成22年6月28日

三重県教育委員会教育長 向 井 正 治

1 変更事項

設置者の名称 変更前 財団法人石水会館
変更後 公益財団法人石水博物館

変更の理由 平成22年3月25日付け三重県知事の公益財団法人への移行認定とそれに基づく移行登記

2 変更期日 平成22年6月17日

発行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印刷
有限会社第一プリント社